

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会 報告書

平成 25 年 7 月

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会参集者名簿（五十音順、敬称略）

氏 名	役 職 等
相澤 好治	学校法人北里研究所 常任理事
阿部 直	東海大学医学部 教授
圓藤 吟史	大阪市立大学大学院医学研究科 教授
大前 和幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
(座長) 櫻井 治彦	公益財団法人産業医学振興財団 理事長
滝川 一	帝京大学医学部 教授
中沼 安二	金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 教授
夏目 誠	大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科 教授
西村 重敬	埼玉医科大学医学部 教授
馬杉 則彦	一般財団法人労災サポートセンター 会長
別府 諸兄	聖マリアンナ医科大学 教授
三上 容司	横浜労災病院 副院長
山田 義夫	大阪労災病院 名誉院長
由佐 俊和	千葉労災病院 副院長

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会開催状況

平成 25 年 6 月 4 日 第 1 回検討会

平成 25 年 7 月 2 日 第 2 回検討会

1 検討会の開催経緯及び目的

労働基準法施行規則別表第1の2及びこれに基づく告示（以下「別表第1の2」という。）は、業務上疾病の範囲を明確にし、事業主の災害補償義務の履行確保を図るとともに、業務上疾病の災害補償に係る請求権の行使を容易にする重要な役割を果たしているところであるが、労働環境の変化に伴い新たな要因による疾病が生じうることを考慮し、昭和53年に行われた現行規定への改正以降、定期的に、労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「本検討会」という。）において、別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について医学的検討を行ってきたところである。

前回検討を行った平成21年以降、平成22年3月に国際労働機関（以下「ILO」という。）の第194号勧告「職業病の一覧表並びに職業上の事故及び疾病の記録及び届出に関する勧告」に付属する「職業病の一覧表」（別紙1。以下「ILOの職業病の一覧表」という。）が改訂された。また、本検討会の平成21年報告を受けて、平成23年7月から「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」（以下「化学物質分科会」という。）において化学物質による疾病について検討が行われた結果、平成25年3月に「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書」（別添1。以下「化学物質分科会報告書」という。）が取りまとめられた。さらに、大阪の印刷事業場において化学物質の使用により胆管がんを発症したとの労災請求が平成24年3月以降なされたことを契機として、同年9月から開催された「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書（別添2）が、平成25年3月に取りまとめられるなど、業務上疾病を取り巻く状況には、大きな変化が見られる。

このため、本検討会は、以上のような状況を踏まえて、別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、新たに追加すべき疾病があるか否か検討を行った。

2 例示列举の考え方

本検討会においては、別表第1の2に新たな疾病を追加すべきか否かを判断するに際して、従来からの考え方を踏襲することとした。

すなわち、職業病として発生することが極めて少ないもの等、以下のいずれかに該当するものを除き、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められる場合には原則として例示列举するというものである。

- ① 過去において相当数の発症例が見られたが、労働衛生管理の充実等により、今日発症例が極めて少ないもの
- ② 諸外国において発症例があるが、国内においては、当該疾病の発生に係る化学物質等の製造及び輸入の禁止等により使用される見込みがない又は研究機関等の特定の機関においてのみ使用される等のため、当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるもの

- ③ ばく露から発症までの期間が短いもの以外であって因果関係が明らかとなっていないもの（ばく露から発症までの期間が短いものについては、業務との因果関係を立証することが容易であることから、当該短期間で現れる影響のみ明らかとなっているものは必ずしも例示列举の必要性はないと考えられる。）
- ④ 有害業務の集団及び疾病の集団としての類型化（有害因子と疾病の関係を一般化し得るもの）が困難であり、法令上の列举又は指定になじまないもの

3 検討疾病

本検討会においては、今回、以下の疾病について別表第1の2に追加すべきか否かの検討を行った。

なお、ILOの職業病の一覧表に掲げられた各疾病ごとの別表第1の2の規定状況、本検討会（化学物質分科会を含む。）でのこれまでの検討状況等を別紙2に整理した。

(1) 化学物質分科会において検討された疾病（別紙3参照）

ア 検討事項1

労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシートの交付義務のある化学物質640物質のうち、別表第1の2に規定されていない物質で化学物質分科会において選定した48物質による疾病

イ 検討事項2

ILOの職業病の一覧表の改訂により、新たに追加された9疾病のうち、別表第1の2に規定されていない「化学的因子による疾病」（3疾病）及び「職業上のがん」（4疾病）

ウ 検討事項3

平成15年に取りまとめられた本検討会の報告書において、長期的ばく露による慢性影響が明らかでない等として別表第1の2に追加する必要がないとされた「化学的因子による疾病」（4疾病）及び「職業上のがん」（1疾病）

エ 検討事項4

理美容の業務において使用されている化学物質のうち、化学物質分科会が選定した2物質による接触皮膚炎

(2) ILOの第194号勧告に付属する「職業病の一覧表」に新たに追加された疾病のうち、化学物質分科会において検討対象とされなかった疾病

- ア 細菌又は真菌による汚染物質に関連した中毒性又は炎症性症候群
- イ 非線維形成型鉱物性粉じん起因するじん肺

(3) 労災請求のあった個別事案の業務上外を検討した医学専門家等による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

ア 1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん

イ ジクロロメタンによる胆管がん

(4) 別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

平成20年度から平成23年度において、別表第1の2第4号9に該当するとして
労災認定された「次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎等」

4 検討結果

(1) 化学物質分科会において検討された疾病

ア 検討事項1

本検討会において、前記3の(1)のアに記載した48物質による疾病について、別表第1の2に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙4の左欄に掲げる番号1～17の化学物質（うち、1物質については混合物。以下同じ。）にさらされる業務による、それぞれ右欄に掲げる症状・障害を別表第1の2に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

なお、その他の疾病については、現時点において、別表第1の2に追加する必要はないと考えられる。

イ 検討事項2

本検討会において、前記3の(1)のイに記載した「化学的因子による疾病」（3疾病）及び「職業上のがん」（4疾病）について、別表第1の2に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、「ベリリウム及びその化合物による肺がん」（別紙5の番号1）を別表第1の2に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

なお、その他の疾病については、現時点において、別表第1の2に追加する必要はないと考えられる。

ウ 検討事項3

本検討会において、前記3の(1)のウに記載した「化学的因子による疾病」（3疾病）及び「職業上のがん」（1疾病）について、別表第1の2に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、「タリウム及びその化合物」（別紙4の番号18）にさらされる業務による「頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害」を別表第1の2に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

なお、その他の疾病については、現時点において、別表第1の2に追加する必

要はないと考えられる。

エ 検討事項 4

本検討会において、前記 3 の(1)のエに記載した 2 物質による接触皮膚炎について検討を行ったところ、化学物質分科会報告書の検討結果と同様、いずれの化学物質についても接触皮膚炎との因果関係は明らかでないと認められることから、現時点において、別表第 1 の 2 に追加する必要はないと考えられる。

(2) IL0 の職業病の一覧表に新たに追加された疾病のうち、化学物質分科会において検討対象とされなかった疾病

ア 細菌又は真菌による汚染物質に関連した中毒性又は炎症性症候群

本疾病については、IL0 の職業病の一覧表上、具体的な疾病名や症状が明らかではないが、細菌や真菌に汚染された有機粉じんを一度に大量に吸入ばく露した場合に発症する非アレルギー性の発熱、呼吸困難等の症状を指すものと考えられる。

細菌や真菌に汚染された物質にばく露したことにより発症したアレルギー性の呼吸器疾患である過敏性肺炎については、別表第 1 の 2 第 4 号 5「木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患」に該当する業務上疾病として取り扱われているところであるが、同様の物質にばく露したことによる非アレルギー性の発熱等の症状については、我が国において症例報告は非常に少なく、労災認定事例もないという状況にある。

以上を踏まえ、本検討会としては、「細菌又は真菌による汚染物質に関連した中毒性又は炎症性症候群」については、現時点において、別表第 1 の 2 に追加する必要はなく、第 4 号 9 の「その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」として取り扱うことが適当であると考えられる。

イ 非線維形成型鉱物粉じん起因するじん肺

じん肺は、「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。」（じん肺法第 2 条）とされている。

本疾病の「非線維形成型鉱物粉じん」については、IL0 の職業病の一覧表において例示等は示されていないが、線維増殖性変化が弱い粉じんとして酸化鉄やスズなどがよく知られており、このような粉じんが該当するものと考えられる。

我が国では、じん肺法第 23 条及び同法施行規則第 1 条等に基づき、じん肺管理区分が管理 4 と決定された者及びじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 と決定されて合併症にかかっていると認められる者については、療養を要するものとして

規定されており、このようなじん肺及び合併症については、粉じんの種類を問わず、別表第1の2第5号「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病」に該当するものとして取り扱われている。

以上を踏まえ、本検討会としては、「非線維形成型鉱物粉じんに起因するじん肺」については、従来どおり、別表第1の2第5号に該当する疾病として取り扱うことが適当であると考えられる。

(3) 1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん及びジクロロメタンによる胆管がん

業務と胆管がん発症との因果関係については、これを明確にした報告はなかったが、使用した化学物質が原因で胆管がんを発症したとして、平成24年3月以降に大阪の印刷事業場において校正印刷業務等に従事した労働者等からなされた労災請求事案の業務上外の判断に当たり、平成24年9月から、医学専門家を始め、化学、労働衛生工学の各分野の専門家から成る「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」において、業務と胆管がん発症との因果関係が検討され、平成25年3月に報告書が取りまとめられている。

本検討会において、この報告書について検討を行った結果、胆管がんは1,2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できるとする結論は、各分野の専門家による十分な検討の結果、得られたものであり、妥当であると考えられる。

また、大阪の印刷事業場の事例では、胆管がんの原因物質は1,2-ジクロロプロパンとされたが、その後、ジクロロメタンが原因物質である蓋然性が高いとして胆管がんの業務起因性が認められた事例がある。

以上を踏まえ、本検討会としては、「1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん」及び「ジクロロメタンによる胆管がん」（別紙5の番号2及び3）については、別表第1の2に追加することが適当と判断する。

(4) 次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎等

近年、次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎等に係る労災認定事例が見られるところであるが、災害発生状況を見ると、清掃作業等において次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液や漂白剤を使用している際に、消毒液等が誤って手足に付着したことにより皮膚炎等が生じたという事故的な災害であること、ばく露から発症までの期間が短く、因果関係も明らかであること等から、現時点において、別表第1の2に追加する必要はないと考えられる。

5 まとめ

以上の検討結果のとおり、本検討会としては、別紙４の左欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ右欄に掲げる症状・障害及び別紙５のがんを別表第１の２に追加することが適当であるとの結論を得たので、行政においては、速やかに所要の措置を講じることを望むものである。

なお、その際、テレビン油（別紙４の番号７）は混合物であること及び２-ブロモプロパン（別紙４の番号１３）の症状・障害である「生殖機能障害」は、現在の別表第１の２には規定されていないものであることに留意する必要がある。

6 終わりに

製造業をはじめとした各事業場では、常に新たな化学物質が使用される可能性があることから、本検討会としては、行政当局において、引き続き、新たな化学物質による疾病について幅広く情報収集に努めることを望むものである。

List of occupational diseases (revised 2010)

(In the application of this list the degree and type of exposure and the work or occupation involving a particular risk of exposure should be taken into account when appropriate.)

1. Occupational diseases caused by exposure to agents arising from work activities

1.1. Diseases caused by chemical agents

- 1.1.1. Diseases caused by beryllium or its compounds
- 1.1.2. Diseases caused by cadmium or its compounds
- 1.1.3. Diseases caused by phosphorus or its compounds
- 1.1.4. Diseases caused by chromium or its compounds
- 1.1.5. Diseases caused by manganese or its compounds
- 1.1.6. Diseases caused by arsenic or its compounds
- 1.1.7. Diseases caused by mercury or its compounds
- 1.1.8. Diseases caused by lead or its compounds
- 1.1.9. Diseases caused by fluorine or its compounds
- 1.1.10. Diseases caused by carbon disulfide
- 1.1.11. Diseases caused by halogen derivatives of aliphatic or aromatic hydrocarbons
- 1.1.12. Diseases caused by benzene or its homologues
- 1.1.13. Diseases caused by nitro- and amino-derivatives of benzene or its homologues
- 1.1.14. Diseases caused by nitroglycerine or other nitric acid esters
- 1.1.15. Diseases caused by alcohols, glycols or ketones
- 1.1.16. Diseases caused by asphyxiants like carbon monoxide, hydrogen sulfide, hydrogen cyanide or its derivatives
- 1.1.17. Diseases caused by acrylonitrile
- 1.1.18. Diseases caused by oxides of nitrogen
- 1.1.19. Diseases caused by vanadium or its compounds
- 1.1.20. Diseases caused by antimony or its compounds
- 1.1.21. Diseases caused by hexane
- 1.1.22. Diseases caused by mineral acids
- 1.1.23. Diseases caused by pharmaceutical agents
- 1.1.24. Diseases caused by nickel or its compounds
- 1.1.25. Diseases caused by thallium or its compounds
- 1.1.26. Diseases caused by osmium or its compounds
- 1.1.27. Diseases caused by selenium or its compounds
- 1.1.28. Diseases caused by copper or its compounds
- 1.1.29. Diseases caused by platinum or its compounds
- 1.1.30. Diseases caused by tin or its compounds
- 1.1.31. Diseases caused by zinc or its compounds
- 1.1.32. Diseases caused by phosgene
- 1.1.33. Diseases caused by corneal irritants like benzoquinone
- 1.1.34. Diseases caused by ammonia
- 1.1.35. Diseases caused by isocyanates
- 1.1.36. Diseases caused by pesticides
- 1.1.37. Diseases caused by sulphur oxides
- 1.1.38. Diseases caused by organic solvents

- 1.1.39. Diseases caused by latex or latex-containing products
- 1.1.40. Diseases caused by chlorine
- 1.1.41. Diseases caused by other chemical agents at work not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to these chemical agents arising from work activities and the disease(s) contracted by the worker

1.2. Diseases caused by physical agents

- 1.2.1. Hearing impairment caused by noise
- 1.2.2. Diseases caused by vibration (disorders of muscles, tendons, bones, joints, peripheral blood vessels or peripheral nerves)
- 1.2.3. Diseases caused by compressed or decompressed air
- 1.2.4. Diseases caused by ionizing radiations
- 1.2.5. Diseases caused by optical (ultraviolet, visible light, infrared) radiations including laser
- 1.2.6. Diseases caused by exposure to extreme temperatures
- 1.2.7. Diseases caused by other physical agents at work not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to these physical agents arising from work activities and the disease(s) contracted by the worker

1.3. Biological agents and infectious or parasitic diseases

- 1.3.1. Brucellosis
- 1.3.2. Hepatitis viruses
- 1.3.3. Human immunodeficiency virus (HIV)
- 1.3.4. Tetanus
- 1.3.5. Tuberculosis
- 1.3.6. Toxic or inflammatory syndromes associated with bacterial or fungal contaminants
- 1.3.7. Anthrax
- 1.3.8. Leptospirosis
- 1.3.9. Diseases caused by other biological agents at work not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to these biological agents arising from work activities and the disease(s) contracted by the worker

2. Occupational diseases by target organ systems

2.1. Respiratory diseases

- 2.1.1. Pneumoconioses caused by fibrogenic mineral dust (silicosis, anthraco-silicosis, asbestosis)
- 2.1.2. Silicotuberculosis
- 2.1.3. Pneumoconioses caused by non-fibrogenic mineral dust
- 2.1.4. Siderosis
- 2.1.5. Bronchopulmonary diseases caused by hard-metal dust
- 2.1.6. Bronchopulmonary diseases caused by dust of cotton (byssinosis), flax, hemp, sisal or sugar cane (bagassosis)
- 2.1.7. Asthma caused by recognized sensitizing agents or irritants inherent to the work process
- 2.1.8. Extrinsic allergic alveolitis caused by the inhalation of organic dusts or microbially contaminated aerosols, arising from work activities
- 2.1.9. Chronic obstructive pulmonary diseases caused by inhalation of coal dust, dust from stone quarries, wood dust, dust from cereals and agricultural work, dust in animal stables, dust from textiles, and paper dust, arising from work activities

- 2.1.10. Diseases of the lung caused by aluminium
- 2.1.11. Upper airways disorders caused by recognized sensitizing agents or irritants inherent to the work process
- 2.1.12. Other respiratory diseases not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to risk factors arising from work activities and the disease(s) contracted by the worker

2.2. Skin diseases

- 2.2.1. Allergic contact dermatoses and contact urticaria caused by other recognized allergy-provoking agents arising from work activities not included in other items
- 2.2.2. Irritant contact dermatoses caused by other recognized irritant agents arising from work activities not included in other items
- 2.2.3. Vitiligo caused by other recognized agents arising from work activities not included in other items
- 2.2.4. Other skin diseases caused by physical, chemical or biological agents at work not included under other items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to risk factors arising from work activities and the skin disease(s) contracted by the worker

2.3. Musculoskeletal disorders

- 2.3.1. Radial styloid tenosynovitis due to repetitive movements, forceful exertions and extreme postures of the wrist
- 2.3.2. Chronic tenosynovitis of hand and wrist due to repetitive movements, forceful exertions and extreme postures of the wrist
- 2.3.3. Olecranon bursitis due to prolonged pressure of the elbow region
- 2.3.4. Prepatellar bursitis due to prolonged stay in kneeling position
- 2.3.5. Epicondylitis due to repetitive forceful work
- 2.3.6. Meniscus lesions following extended periods of work in a kneeling or squatting position
- 2.3.7. Carpal tunnel syndrome due to extended periods of repetitive forceful work, work involving vibration, extreme postures of the wrist, or a combination of the three
- 2.3.8. Other musculoskeletal disorders not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to risk factors arising from work activities and the musculoskeletal disorder(s) contracted by the worker

2.4. Mental and behavioural disorders

- 2.4.1. Post-traumatic stress disorder
- 2.4.2. Other mental or behavioural disorders not mentioned in the preceding item where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to risk factors arising from work activities and the mental and behavioural disorder(s) contracted by the worker

3. Occupational cancer

3.1. Cancer caused by the following agents

- 3.1.1. Asbestos
- 3.1.2. Benzidine and its salts
- 3.1.3. Bis-chloromethyl ether (BCME)
- 3.1.4. Chromium VI compounds
- 3.1.5. Coal tars, coal tar pitches or soots
- 3.1.6. Beta-naphthylamine
- 3.1.7. Vinyl chloride

- 3.1.8. Benzene
- 3.1.9. Toxic nitro- and amino-derivatives of benzene or its homologues
- 3.1.10. Ionizing radiations
- 3.1.11. Tar, pitch, bitumen, mineral oil, anthracene, or the compounds, products or residues of these substances
- 3.1.12. Coke oven emissions
- 3.1.13. Nickel compounds
- 3.1.14. Wood dust
- 3.1.15. Arsenic and its compounds
- 3.1.16. Beryllium and its compounds
- 3.1.17. Cadmium and its compounds
- 3.1.18. Erionite
- 3.1.19. Ethylene oxide
- 3.1.20. Hepatitis B virus (HBV) and hepatitis C virus (HCV)
- 3.1.21. Cancers caused by other agents at work not mentioned in the preceding items where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure to these agents arising from work activities and the cancer(s) contracted by the worker

4. *Other diseases*

- 4.1. Miners' nystagmus
- 4.2. Other specific diseases caused by occupations or processes not mentioned in this list where a direct link is established scientifically, or determined by methods appropriate to national conditions and practice, between the exposure arising from work activities and the disease(s) contracted by the worker

ILO職業病の一覧表と労基則別表第1の2等の規定状況

※網かけの疾病は職業病の一覧表の改訂(2010年)により新たに列挙された疾病
(◇化学物質分科会で検討済み、◆本検討会の検討対象)

勧告(2010年)の職業病一覧	別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
		前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
1.作業活動から生じる因子へのばく露に起因する職業性疾患				
1.1. 化学的因子による疾病				
1.1.1. ベリリウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.2. カドミウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.3. 燐及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.4. クロム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.5. マンガン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.6. 砒素及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.7. 水銀及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.8. 鉛及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.9. フッ素及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.10. 二硫化炭素に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.11. 脂肪族または芳香族炭化水素のハロゲン誘導体に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.12. ベンゼンまたはその同族体	○(告示)	—	—	—
1.1.13. ベンゼンまたはその同族体のニトロ誘導体またはアミノ誘導体に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.14. ニトログリセリンまたはその他の硝酸エステルに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.15. アルコール、グリコールまたはケトンに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.16. 一酸化炭素、硫化水素、シアン化水素またはそれらの誘導体などの窒息性物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.17. アクリロニトリルに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.18. 窒素酸化物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.19. バナジウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.20. アンチモン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.21. ヘキサン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.22. 鉍酸に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.23. 医薬品に起因する疾病	○(4号4) ※一部規定あり	×(追加は不要)	—	平成15年の報告書において、薬剤として使用される対象化学物質の種類は極めて多く、国内において、同一の薬品で多数の職業性の健康影響が報告されたものはなかったとまとめられた経緯あり
◇ 1.1.24. ニッケル及びその化合物に起因する疾病	○(告示) ※一部規定あり	—	○(追加が適当)	—
1.1.25. タリウム及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	○(追加が適当)	—
1.1.26. オスミウム及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.27. セレニウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.28. 銅及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
◇ 1.1.29. プラチナ及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.30. 錫及びその化合物に起因する疾病	○(5号、告示) ※一部規定あり	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.31. 亜鉛及びその化合物に起因する疾病	○(告示) ※一部規定あり	×(追加は不要)	—	—
1.1.32. ホスゲン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.33. ベンゾキノン等の角膜刺激物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.34. アンモニアに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
◇ 1.1.35. イソシアン酸に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.36. 農薬に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
◇ 1.1.37. 硫黄酸化物に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.38. 有機溶剤に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.39. ラテックスまたはラテックス含有物に起因する疾病	△(4号9)	—	—	—
1.1.40. 塩素に起因する疾病	○(告示)	—	—	—

勧告(2010年)の職業病一覧		別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
			前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
1.1.41.	前各号に掲げられていない化学的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
1.2.	物理的因子による疾病				
1.2.1.	騒音に起因する聴力障害	○(2号11)	—	—	—
1.2.2.	振動に起因する疾病(筋、腱、骨、関節、末梢血管または末梢神経の障害)	○(3号3)	—	—	—
1.2.3.	圧縮空気または減圧空気に起因する疾病	○(2号7)	—	—	—
1.2.4.	電離放射線に起因する疾病	○(2号5)	—	—	—
1.2.5.	レーザー光線を含む光学的放射線(紫外線、可視光線、赤外線)に起因する疾病	○(2号1、2、3)	—	—	—
1.2.6.	異常温度へのばく露に起因する疾病	○(2号8、10)	—	—	—
1.2.7.	前各号に掲げられていない物理的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(2号13)	—	—	—
1.3.	生物学的因子及び伝染性または寄生虫性疾患				
1.3.1.	ブルセラ症	○(6号2)	—	—	—
1.3.2.	肝炎ウイルス	△(6号1)	—	—	—
1.3.3.	HIV	△(6号1)	—	—	—
1.3.4.	破傷風	△(1号)	—	—	—
1.3.5.	結核	△(6号1)	—	—	—
◆ 1.3.6.	細菌または真菌による汚染物質に関連した中毒性または炎症性症候群	△(4号9)	—	—	—
1.3.7.	炭疽病	○(6号2)	—	—	—
1.3.8.	レプトスピラ症	○(6号3)	—	—	—
1.3.9.	前各号に掲げられていない生物学的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(6号5)	—	—	—
2.	標的臓器系職業性疾患				
2.1.	呼吸器系疾患				
2.1.1.	線維形成型鉱物性粉じんに関与するじん肺(珪肺、石炭沈着珪肺、石綿肺)	○(5号)	—	—	—
2.1.2.	珪肺結核	○(5号)	—	—	—
◆ 2.1.3.	非線維形成型鉱物性粉じんに関与するじん肺	△(5号)	—	—	—
2.1.4.	鉄沈着症	△(5号)	×(追加は不要)	—	平成15年の報告書において、シデローシスに関するこれまでの報告は、鉱山労働者や粉じんばく露労働者に関するものであり、対象者の大部分は既にじん肺その他既知の有害物質ばく露により発症した疾病として労災補償の対象となつていと考えられ、これら以外の疾病はほとんどないと推定されたとまとめられた経緯あり
2.1.5.	硬質金属粉じんに関与する気管支肺疾病	○(5号)	—	—	—
2.1.6.	綿、亜麻、麻、サイザル麻、砂糖黍に起因する気管支肺疾病(綿肺、砂糖黍肺)	○(4号6)	—	—	—
2.1.7.	作業工程特有の認められている感作物質または刺激物に起因するぜんそく	○(4号5)	—	—	—
2.1.8.	作業活動から生じる有機粉じんまたは微生物汚染エアロゾルの吸引に起因する外因性アレルギー性肺炎	○(4号5)	—	—	—

勧告(2010年)の職業病一覧		別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
			前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
2.1.9.	作業活動から生じる石炭粉じん、石材採石場の粉じん、木材粉じん、穀物及び農業粉じん、家畜小屋の粉じん、繊維粉じん及び紙粉じんに起因する慢性閉塞性気管支疾患	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
2.1.10.	アルミニウムに起因する肺疾患	○(5号)	—	—	—
2.1.11.	作業工程特有の認められている感作物質または刺激物に起因する上気道疾患	○(4号2、告示)	—	—	—
2.1.12.	前各号に掲げられていない呼吸器系疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
2.2. 皮膚疾患					
2.2.1.	他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められているアレルギー誘発性因子に起因するアレルギー接触性皮膚疾患及び接触性じんましん	○(4号4)	—	—	—
2.2.2.	他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められている刺激物に起因する刺激物接触性皮膚疾患	○(4号3)	—	—	—
2.2.3.	他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められている因子に起因する白斑	△(4号9)	—	—	—
2.2.4.	前各号に掲げられていない皮膚疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
2.3. 筋骨格系疾患					
2.3.1.	手首の繰り返し動作、無理な動作及び異常な姿勢による橈骨茎状腱滑膜炎	△(3号4)	—	—	—
2.3.2.	手首の繰り返し動作、無理な動作及び異常な姿勢による手及び手首の慢性腱滑膜炎	△(3号4)	—	—	—
2.3.3.	肘部の長期間の圧迫による肘頭部滑液包炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.4.	長期間の膝立ちの姿勢による膝蓋滑液包炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.5.	繰り返しの無理な作業による上顎炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.6.	膝立ちまたはしゃがんだ姿勢での長期間の作業による半月板障害	△(3号1)	—	—	—
2.3.7.	長期間の繰り返しの無理な作業、振動を伴う作業、手首の異常姿勢またはこれらの組み合わせによる手根管症候群	△(3号4)	—	—	—
2.3.8.	前各号に掲げられていない筋骨格系疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(3号5)	—	—	—
2.4. 精神及び行動障害					
2.4.1.	外傷性ストレス障害	○(9号)	—	—	—
2.4.2.	前号に掲げられていない精神または行動障害であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(9号)	—	—	—
3. 職業上のがん					
3.1. 下記因子に起因するがん					
3.1.1.	石綿	○(7号7)	—	—	—
3.1.2.	ベンジジン及びその塩	○(7号1)	—	—	—
3.1.3.	ビスクロロメチルエーテル(BCME)	○(7号5)	—	—	—
3.1.4.	六価クロム化合物	○(7号14)	—	—	—
3.1.5.	コールタール、そのピッチまたは煤	○(7号17)	—	—	—
3.1.6.	β-ナフチルアミン	○(7号2)	—	—	—
3.1.7.	塩化ビニル	○(7号9)	—	—	—
3.1.8.	ベンゼン	○(7号8)	—	—	—
3.1.9.	ベンゼンまたはその同族体のニトロまたはアミノ誘導体	○(7号1、2、3、4)	—	—	—

勧告(2010年)の職業病一覧		別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
			前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
◇	3.1.10. 電離放射線	○(7号10)	—	—	—
	3.1.11. タール、ピッチ、瀝青、鉱物油、アントラセン、またはこれらの化合物、製品若しくは残留物	○(7号17)	—	—	—
	3.1.12. コークス炉排出物	○(7号13)	—	—	—
	3.1.13. ニッケル化合物	○(7号15)	—	—	—
	3.1.14. 木材粉じん	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
	3.1.15. 砒素及びその化合物	○(7号16)	—	—	—
	◇ 3.1.16. ベリリウム及びその化合物	×(規定なし)	—	○(追加が適当)	—
	◇ 3.1.17. カドミウム及びその化合物	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
	◇ 3.1.18. エリオン沸石	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
	◇ 3.1.19. エチレンオキシド	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
	3.1.20. B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス	△(6号1)	—	—	—
	3.1.21. 前各号に掲げられていない因子に起因するがんであって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(7号18)	—	—	—
4. その他の疾病					
	4.1. 鉱夫眼振	×(規定なし)	—	—	発生例が減少し、将来的に発生することが想定されなかったこと等の理由から昭和53年に具体的列挙規定から削除された経緯あり
	4.2. この一覧に掲げられていない職業または工程に起因する疾病であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(11号)	—	—	—

化学物質分科会において検討された疾病

1 検討事項 1

次の 48 物質による疾病

- (1) アジ化ナトリウム
- (2) アセトニトリル
- (3) イソシアン酸メチル
- (4) インジウム及びその化合物
- (5) エタノール
- (6) エチルメチルケトンペルオキシド
- (7) エチレングリコール
- (8) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- (9) 2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル
- (10) オゾン
- (11) 過酸化水素
- (12) カーボンブラック
- (13) ガソリン
- (14) 銀及びその水溶性化合物
- (15) グルタルアルデヒド
- (16) クロロジフルオロメタン
- (17) 酢酸
- (18) 酸化カルシウム
- (19) シアナミド
- (20) 2-シアノアクリル酸エチル
- (21) 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
- (22) 2,4-ジニトロトルエン
- (23) 1,2-ジブromエタン
- (24) すず及びその化合物
- (25) チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)
- (26) テトラメチルチウラムジスルフィド
- (27) テレピン油
- (28) 銅及びその化合物
- (29) N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド
- (30) 二亜硫酸ナトリウム
- (31) 二酸化塩素
- (32) ニッケル及びその化合物
- (33) ニトロメタン
- (34) 白金及びその水溶性塩
- (35) バリウム及びその水溶性化合物
- (36) ヒドロキノン
- (37) ブタン

- (38) プロピルアルコール
- (39) 1-ブロモプロパン
- (40) 2-ブロモプロパン
- (41) 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン
- (42) ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン
- (43) ペルオキシ二硫酸アンモニウム
- (44) ペルオキシ二硫酸カリウム
- (45) ペルオキシ二硫酸ナトリウム
- (46) 4, 4' -メチレンジアニリン
- (47) モリブデン及びその化合物
- (48) ロジウム及びその化合物

2 検討事項 2

次の(1)～(3)の物質による疾病及び(4)～(7)のがん

- (1) イソシアン酸塩のうち、メチレンビスシクロヘキシルイソシアネート
- (2) 硫黄酸化物のうち、三酸化硫黄
- (3) 硫黄酸化物のうち、亜硫酸
- (4) ベリリウム及びその化合物によるがん
- (5) カドミウム及びその化合物によるがん
- (6) エリオン沸石によるがん
- (7) エチレンオキシドによるがん

3 検討事項 3

次の(1)～(4)の疾病及び(5)のがん

- (1) タリウム及びその化合物による疾病
- (2) オスミウム及びその化合物による疾病
- (3) ベンゾキノン及びその他の角膜刺激物による疾病
- (4) 作業活動によって生じる次の粉じんによる慢性閉塞性肺疾患
 - ア 炭じん
 - イ 木材粉じん
 - ウ 穀物及び農作業の粉じん
 - エ 繊維じん
 - オ 紙じん
- (5) 木材粉じんによるがん

4 検討事項 4

理美容の業務において使用される化学物質のうち、化学物質分科会が選定した次の2物質による接触皮膚炎

- (1) システアミン塩酸塩 (CHC)
- (2) コカミドプロピルベタイン (CAPB)

別表第 1 の 2 に追加することが適当との結論が得られた疾病（がん以外の疾病）

番号	化学物質名	症状・障害
1	アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、血圧降下又は気道障害
2	インジウム及びその化合物	肺障害
3	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害
4	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
5	グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
6	テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
7	テレピン油	皮膚障害
8	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害
9	二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害
10	ニッケル及びその化合物	皮膚障害
11	ヒドロキノン	皮膚障害
12	1-ブロモプロパン	末梢神経障害
13	2-ブロモプロパン	生殖機能障害
14	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣
15	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害
16	ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害
17	ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害
18	タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害

別表第 1 の 2 に追加することが適当との結論が得られた疾病（がん）

番号	疾病（がん）
1	ベリリウム及びその化合物による肺がん
2	1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん
3	ジクロロメタンによる胆管がん